

選挙にいこう！ 3月22日(日)は 那須町長選挙および那須町議会議員補欠選挙の投票日です！

投票日当日の投票時間は午前7時～午後6時です



ホームページ

■告示日 3月17日(火)

■投票日 3月22日(日)

■投票できる方

①平成20年3月23日以前に生まれた方

②転入者は令和7年12月16日以前に住民票が作成され、引き続き3カ月以上町内にお住まいの方

■選挙公報 選挙公報は3月20日以降に新聞折り込み、役場本庁、各支所等で配布します。新聞を購読していない世帯で郵送を希望する方は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

■投票所入場券の送付 投票所入場券は、3月17日から郵送します。投票所入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている本人であることの確認ができれば投票できます。

■不在者投票 仕事や学業などで他市区町村に滞在する方は、不在者投票ができます。投票用紙の請求は、マイナンバーカードを利用して、マイナポータルの電子申請サービスで行うことができます。また、病院や介護施設(県指定施設)等に入院・入所している方はその病院、施設等で不在者投票ができます。身体障害者手帳等をお持ちの方で郵便投票証明書の交付を受けている方は、郵便による不在者投票ができます。



便利な期日前投票を積極的にご利用ください 期日前投票期間 3月18日(水)～21日(土)

■期日前投票場所・時間

・役場本庁1階町民ホール 午前8時30分～午後8時

・道の駅那須高原友愛の森旧ふるさと物産センター 午前9時～午後6時

■問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎72-6927

町では親子連れ投票を推進しています。お子様と投票に来た方には記念品をお渡ししています。※各投票所先着順



2013 ぎゅーぷー 21456

大田原税務署からのお知らせ 令和7年分確定申告の所得税等の納付等について

令和7年分確定申告における所得税等の納期限および振替納税を利用されている方の口座振替日は、表のとおりです。納期限までの納付または振替日前の預貯金残高の確認をお願いします。納税が納期限に遅れた場合または残高不足等で口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますのでご注意ください。

振替納税は、申告所得税および復興特別所得税、個人事業者に係る消費税、地方消費税でご利用できます。振替納税を利用すると、金融機関や税務署に行かなくても自動的に納付できます。

利用開始については口座振替依頼書を各税目の確定分の納期限までにご提出ください。

■問合せ 大田原税務署管理運営第一部門 ☎0287-22-3117

税目等		納期税	口座振替日
申告所得税および復興特別所得税	確定分	3月16日(月)	4月23日(木)
	延納分	6月1日(月)	6月1日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税	確定分	3月31日(火)	4月30日(木)
贈与税	確定分	3月16日(月)	利用できません